

少年法と被害者の関係について



- 1 はじめに
- 2 少年法の理念とこれまでの被害者への対応
- 3 被害者への配慮規定
- 4 少年法のこれから

1. はじめに

私がこのテーマに関心を持ったのは、少年事件に対するインターネットでの人々の反応に疑問を抱いたことがきっかけである。何か一つ少年事件が起こる度に、「少年法は少年を甘やかしている」「少年法の厳罰化を」といった声が出るのを見て、本当に少年法の厳罰化で少年事件が減るのか疑問に思った。少年事件が取り上げられる際に被害者の存在が二の次にされていることが問題なのではないかと思い、取り上げたいと考えた。

2. 少年法の理念とこれまでの被害者への対応

ここで今一度、少年法の理念を確認したいと思う。少年法は、第一条で規定されているように、少年の健全な育成を期している。これは少年は成人よりも未成熟で、かつ、家庭環境の影響等を少なからず受けると考えられているためだ。そのため少年の犯罪行為は、少年の過去からの一連の流れで位置づけられるために、少年の意思や犯罪への自己決定といった少年自身の行為に対する非難の度合いが相対的に軽くなる。

また少年法は、審判を非公開で行うため、その審判のために集められた情報に関しては、従来その閲覧・謄写を厳しく制限してきた。ただし、少年の付添人にはそれを認めている。これは、付添人は少年の健全育成の援助する存在だと考えられているため、少年審判規則7条第一項でもはっきりと明記されている。

しかしながら、被害者の場合は少年の健全育成についてどのような役割を果たすのか、長年あまり考えてこられなかった。それ故に明文化された制度もなく、被害者であるのに記録の閲覧・謄写は積極的に認められてこなかったのである。

被害者にとっては、事件に関する情報は何よりも重要なはずだ。特に、突然の家族の死、少年事件の場合は自分の子供の死のことが多いが、それがなぜ、何があって、どのような状況で命を失われたのか確認するという作業がないと、まずその死を受け入れられないだろう。

しかし、「少年法がある」という理由で警察が情報を何もくれない、誰が加害者なのかすらも教えてもらえないという事態にこれまで被害者は直面してきた。事件後に初めて接する公的機関である警察からこのような対応をされれば、「少年法が加害者を守っている」と捉えるのも当然のことである。

そして、被害者はほとんど情報を教えてもらえないのに、参考人、証人としては多くのことを訊かれる。被害者としてというより、事件解決のための情報源として扱われる。こうした状況は、被害者にとって大きなストレスとなるだけでなく、公的機関に対する信頼を失わ

れる可能性がある。被害者として尊重されないことは、少年司法に対する信頼を失わせ、そのことが公的機関が唱える「少年の更生」について疑問を持つことに繋がる。

こうして被害者が蔑ろにされてきた過去があり、ようやく平成 12 年の少年法改正以降、少しずつではあるが少年事件の被害者への配慮規定が盛り込まれるようになった。これは、神戸児童連続殺傷事件の被害者や、少年犯罪被害当事者の会などの活動や、平成 12 年に施行された犯罪被害者保護関連二法によってもたらされたものである。

3. 被害者への配慮規定

少年事件による被害者及び遺族は、家庭裁判所に対して、①少年事件記録の閲覧・コピー、②心情や意見の陳述、③審判の傍聴、④審判状況の説明、⑤審判結果等の通知の申出をすることができる。これらの制度を利用するには、いずれも被害者側からの申出が必要となる。

①に関しては、被害について損害賠償の請求をするときや裁判所に対して意見を述べようと考えているときなど正当な理由がある場合に、犯罪の事実に関する部分の記録の閲覧・コピーを申し出ることができる。

②に関しては、被害者としての気持ちや事件についての意見を述べるために、家庭裁判所に対して意見の陳述を申し出ることができる。意見を述べる際には、審判の場、あるいは審判以外の場で裁判官に対して述べたり、家庭裁判所調査官に対して述べる等の希望を出せる。

③に関しては、少年の故意の犯罪行為（殺人、傷害致死、傷害など）や交通事件（過失運転致死傷など）によって、被害者が亡くなっていたり、生命に重大な危険のある傷害を負ったりしたときは、本人や遺族が、審判を傍聴することができるというものである。ただし、家庭裁判所が加害少年の健全な育成を妨げるおそれがなく相当と認めたときという条件があり、また少年が事件当時 12 歳に満たなかった場合には、法律により傍聴が認められない。

④に関しては、審判の状況について説明を受けることができるというものである。

具体的には、審判期日の日時・場所、審判経過、少年や保護者の陳述要旨、処分結果等の審判期日で行われた手続などについて説明を受けることができる。

⑤に関しては、家庭裁判所から少年の審判結果等の通知を受けることを申し出ることができるというものである。通知する内容は、

1. 少年とその法定代理人(親権者など)の氏名・住居
2. 決定の年月日
3. 決定の主文(処分の内容)
4. 決定の理由の要旨(処分の内容を決めた理由の要旨といったものである)。

最高裁判所事務総局の資料によると、令和 3 年に被害者等から申出がなされた人員は、少年事件記録の閲覧・謄写が延べ 821 人(うち相当と認められた人員 800 人)、意見の聴取が延べ 272 人(同 266 人)、審判結果等の通知が延べ 780 人(同 779 人)であった。また、同年に、少年審判の傍聴が認められた件数・人員は 24 件・50 人であり、審判状況の説明が認められた被害者等の人員は 301 人であった。申し出と認められた人員に多少差はあるが、それらの多くはそもそも申し出資格がないものが含まれていたためである。

同資料の平成 29 年 1 月から令和 3 年 12 月までの非行別傍聴実施件数を見ると、最も多いものは過失運転致傷(68 件)である。2 位は殺人(20 件)、3 位は危険運転致死傷(16 件)となっている。

また、加害少年が少年院送致処分又は保護観察処分を受けた場合に更生保護官署が行う通知制度というものもある。地方更生保護委員会が通知する事項としては、

- ・仮退院審理の開始に関する事項(仮退院の審理を開始した年月日、審理を行う地方更生保護委員会の名称等)

- ・仮退院審理の結果に関する事項(仮退院を許す旨の決定年月日等)

といったものになる。

保護観察所の長が通知する事項としては、

- ・保護観察の開始に関する事項(保護観察開始年月日及び保護観察終了予定年月日等)

- ・保護観察中の処遇状況に関する事項(おおむね 6 か月ごとに通知)

- ・保護観察の終了に関する事項(保護観察が終了した年月日等)

といったものになる。

4. 少年法のこれから

これまでの経緯を踏まえれば、こうした制度ができ、そしてそれがこのように運用されていることは大きな前進であると言えよう。特にこれまで被害者に対してですら非公開であった少年審判の傍聴を望めるようになったことは、画期的だ。しかし、まだ不十分だと考える。

例えば、事件の記録の閲覧ができるようになったといっても、それは実際の事実のうち、法的に必要なところを切り取って再構築したものに過ぎず、被害者が知りたいと望む事実と必ずしも一致するわけではない。また謄写にかかる費用は被害者負担で、記録が膨大なものだと 40 万円以上になるものもある。

最後に参考文献として載せた本の中では、少年事件による 6 組の被害者遺族の声が載せられている。その中でみな共通していたことは、事実を知りたがっているということであった。自分たちは事件に巻き込まれた被害者であり、当事者であるはずなのに、手続きの中では蚊帳の外に置かれてきたことを嘆いていた。実際に被害者遺族からは『事件のことを教えてください』と言うと、『守秘義務があるから教えられない』、『加害者しか知りえないことを被害者に教えることは、証拠としての効力がなくなるんだ』と聞かされて¹⁾といった対応を受け、警察組織への信頼が薄れた体験談を語っている。

少年法は、加害少年のためだけの法律ではなく、その少年がもう二度と同じ過ちを繰り返さないようにすることで社会を守るといった意義もあり、それは被害者にとって完全なる悪ではないはずである。少年法の理念を正しく理解してもらうためにも、被害者をもっと尊重し、フォローしていく制度を充実していくべきだと考える。

そのためにまず必要なことは、被害者が事件後に初めて接する公的機関である警察が、しっかりと説明責任を果たすことである。少年司法手続きは一般的にあまり馴染みがなく、私

¹⁾ 後藤弘子『犯罪被害者と少年法 被害者の声を受け止める司法へ』(明石書店、2007 年)116 頁

も法学部で少年法の講義を取ることがなかったら、当事者にならない限り知ることがなかったかもしれない。事件後すぐに動揺している被害者に、そのことを一から調べさせるというのは酷である。そのため警察側が具体的に、警察組織が出来ること及び出来ないこと、家庭裁判所が出来ること及び出来ないことを被害者にしっかりと説明することが必要だと考える。それに加えて、司法に限界があることを伝えることも重要である。最初の理念でも述べたように少年事件という特性上、成人の刑事事件と全く同じように情報は公開できず、被害者が望むこと全てを叶えることはできない。それを前提にした上で、被害者に対して誠実に説明することが必要なのである。

○参考文献

- ・後藤弘子『犯罪被害者と少年法 被害者の声を受け止める司法へ』（明石書店、2007年）
- ・最高裁判所、「少年によって被害を受けた方のための制度」

(https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui_syonen/syonen_higai/index.html)

(2023年1月20日閲覧)

- ・最高裁判所事務総局家庭局

「少年事件における被害者配慮制度の運用状況及び原則検察官送致対象事件の概況 - 令和3年1月から12月まで - 」

(https://www.courts.go.jp/vc-files/courts/2022/R3syounenn_kouhyoushiryou.pdf)

(2023年1月20日閲覧)